

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**令和3年10月1日以降における保育所等の利用について（依頼）**

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

また、ご家庭での保育が可能な場合に保育園をお休みしていただいた保護者の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございます。

さて、令和3年9月30日をもって政府による神奈川県への「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。これに伴い、本市の保育所等（※）については、令和3年8月20日付の通知「緊急事態宣言の延長における保育所等の対応について」で示していた「0～2歳児クラスの利用率（保育料）の日割り対応」を令和3年9月30日で終了します。

また、保育所等の特性として、3密のうち特に「密集」と「密接」を防ぐことが困難であり、新型コロナウイルスに限らず、感染症は広がりやすいため、抵抗力が弱い乳幼児をお預かりしている保育所としては、感染をできるだけ防げるよう対策が必要であり、保護者の皆様のご協力が欠かせません。

引き続きのお願いになります。特にお子様が発熱等の風邪の症状がある場合等には保育所等をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いします。

※ 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

**1 保育所等の利用にあたってのお願い**

日頃からお願いしているところではありますが、ご家庭での保育が可能な場合には、保育園をお休みしたり、延長保育の利用を控えたりしていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用を引き続きお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

**・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には保育所等をお休みする**

（咳、くしゃみ、鼻水等があっても、感染性のものではないと医師が判断し、登園が可能とされた場合は、登園していただいて構いません）

・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする

・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンラインや対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

また、引き続きのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】① 発熱等の症状が見られた場合

② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合

③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合

④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家族】① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

**2 その他**

(1) 園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し休園した場合や、児童が新型コロナウイルス感染症にかかった場合など横浜市として児童に登園自粛の要請を行った際は、その期間の登園しなかった日数に応じて引き続き利用料を減額します。

(2) 園児や職員が新型コロナウイルス感染症にかかった場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

・保育所等の利用について	保育・教育運営課	TEL：671-3564、FAX：664-5479
・横浜保育室の利用料について	同上	
・認可保育所、地域型保育事業の利用料について	保育・教育認定課	TEL：671-0255、FAX：550-3942
・年度限定保育事業について	保育対策課	TEL：671-4469、FAX：550-3606